

大分県ドローン産業研究開発事業実施要領

(趣旨・目的)

第1条 大分県ドローン産業研究開発事業（以下「本事業」という。）は、大分県ドローン協議会（以下「協議会」という。）会員の新製品、新ソフト・サービスの研究開発を支援することにより、ドローン等に関連する会員の新たな取組を加速させ、産業の育成を図ることを目的として実施する。

(事業の内容)

第2条 本事業の内容及び審査基準は別表1に掲げるとおりとする。

2 本事業の補助対象経費及び補助率は別表2に掲げるとおりとする。

3 本事業の事業実施主体は、大分県内に住所を有し、又は県内に店舗、工場等の事業所を設置している協議会会員とする。なお、二以上の協議会会員で構成する企業連携体により申請する場合は、構成員を含めて事業実施主体とする。この場合、構成員に大分県内に住所を有し、又は県内に店舗、工場等の事業所を設置している者を一以上含めること。

(事業実施計画等の作成及び認定)

第3条 事業実施主体は、大分県ドローン産業研究開発補助事業認定申請書（第1号様式）及び企業連携体により申請する場合は、構成員間で締結した協定書（第4号様式）を協議会の会長（以下「会長」という。）の定める期日までに会長あてに提出しなければならない。

2 会長は、事業実施計画等の内容を審査し、適当と認めるときは認定を行い、大分県ドローン産業研究開発事業認定通知書（第5号様式）により通知する。

(事業の運営)

第4条 事業実施主体は、本事業の目的達成のため、効果的な事業執行に努めなければならない。

(事業の指導)

第5条 会長は、この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体を支援・指導するものとする。

(助成措置)

第6条 会長は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して事業に要する経費の一部を補助するものとする。

(事業実施主体の責任)

第7条 事業実施主体は、申請する事業の実施及び経理の執行に一切の責任を持ち、仮に中止した場合でも、すべての精算が終了するまでは、責任をもって対処するものとする。

(企業連携体の取扱い)

第8条 企業連携体を結成している場合においては、会長は、本事業に基づく全ての行為を企業連携体の代表者に対して行うものとし、会長が当該代表者に対して行った全ての行為は、当該企業連携体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、企業連携体は、会長に対して行う全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(実績報告)

第9条 事業実施主体は、事業が終了したときは、大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱10条に基づき、会長に実績報告書を提出するものとする。

(成果の発表)

第10条 事業実施主体は、事業の成果の発表に努めるものとする。

2 会長は、事業実施主体に対し、事業に基づき取得した成果の利用について指示することができるものとする。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第65条第2項の規定に基づく出願公開後に行うものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附 則 この要領は、平成29年7月18日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年6月11日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年5月10日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和7年3月28日から施行する。

別表1

事業の内容	審査基準
製品開発 ソフト・サービス開発	(1) デザインシンキングによる事業実施 (2) 課題設定の妥当性 (3) 課題解決手法・手順の妥当性、新規性・独創性 (4) 事業目標の明確性 (5) 事業の将来性 (6) 地域経済への貢献可能性 (7) 事業実施の確実性 (8) 県内事業所の有無 (9) 働き方改革等（加点項目） を考慮して選定する。

別表 2

補助対象経費		補助率
経費区分	内 容	
(1) 旅費	事業者旅費	2 / 3 以内
(2) 事務庁費	資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費	
(3) 原材料費	主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費	
(4) 機械装置・工具器具費	機械装置(又は自社により機械装置を製作する場合の部品)又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費(外注を含む)、ドローンの購入も可能 (機械装置・工具器具費のうちドローン購入費用にかかる補助限度額は、補助対象経費合計の3分の1以内とする。)	
(5) 外注加工費	原材料等の加工及び設計等を外注する際(構築物、機械装置・工具器具を外注により建造、改良をさせる場合を除く)に要する経費	
(6) 技術指導受入費	外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費	
(7) 直接人件費	事業に直接関与する者が直接作業時間に対するものに限る 人件費＝時間給×作業時間 (直接人件費にかかる補助限度額は、補助対象経費合計の2分の1以内とする。)	
(8) 委託費	測定、分析、解析、試験、プログラム作成、調査研究等の委託に要する経費 (委託費にかかる補助限度額は、補助対象経費合計の2分の1以内とする。)	
(9) その他の経費	上記に掲げるもののほか、産業財産権の導入に要する経費など会長が特に必要と認める経費	

○補助金の上限額は500万円

第1号様式（第3条関係）

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業認定申請書

年 月 日

大分県ドローン協議会
会長

殿

申請者
代表者
住所（申請者の所在地）
名称（申請者の名称）
氏名（申請者の代表者の氏名）
電話番号

連携体の場合は代表企業の所在地、
連携体名、連携体の代表者を記載。
※本吹き出し及びカッコ書きは提出時に削除願います。

令和 年度において、下記のとおり大分県ドローン産業研究開発事業を実施したいので認定されるよう、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

第2号様式（第3条関係）

事業計画書

1. 事業実施主体の概要等

事業実施主体	名称： 住所： 電話： 担当者： 資本金・出資金： 従業員数：
	（企業連携体により申請する場合は、代表者の記載に加えて、構成員の名称、住所、電話、担当者、資本金・出資金、従業員数も記載すること。）
実施期間	交付決定日～令和 年 月 日
補助金申請額	円
採用したアイデア	
公的助成金の交付を受けた実績	（過去に受給した国や県等の補助金、若しくは現在申請中の他の補助金があればその名称、交付者、金額、及び交付年月日を記載すること。）

2. 事業内容

題目	(研究テーマ、事業内容を表現する適切な名称を記入)	
内容の要約	(採択後、公開することを前提として記載)	
課題設定	（研究開発により解決しようとする課題を具体的に記載すること。課題が複数ある場合は、項目を分けて記載すること。）	

課題設定の背景・理由

(課題を認識するに至った背景や理由を記載すること。なお、デザインシンキングの観点からニーズ把握のために行った手法及びプロセスについて記載すること。)

課題解決の手法

(可能性調査、試作機開発などを実施する製品、ソフト・サービスの内容を記載すること。図を用いるなどわかりやすい説明に留意すること。また特に、特許等知的財産権取得の可能性がある技術など新規性・独創性がある部分や設定した課題に対応するポイントがわかるよう記載すること。なお、デザインシンキングの観点から課題解決のアイデアを創造・考案するために行った手法及びプロセス、アイデアを構築・検証するために行う又は行った手法及びプロセスについて記載すること。)

実施手順及びスケジュール

(可能性調査、試作機開発などを行うために必要な項目を時系列で列挙するとともに、その内容を記載すること。またそのスケジュールを表形式で示すこと。)

項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

事業の目標	
<p>(本事業の実施により目指す到達目標を記載すること。また実用化後に想定する最終目標を記載すること。)</p>	
市場分析	
<p>(製品、ソフト・サービスが実用化した際に予想される競合品の存在、又は競合品を製造し得る競争相手の存在、獲得可能性のある市場の規模などを記載すること。)</p>	
地域経済への貢献	
<p>(製品、ソフト・サービスが実用化した際の供給体制を想定し、売上高、雇用者数等から地域経済への貢献の度合いを記載すること。)</p>	

取組の基礎となるこれまでの研究等の蓄積		
(参加メンバーについて、これまで研究開発業務に携わった実績や今回の研究内容に関連する事業実績を記載すること(論文・パンフレット等があれば添付すること)。)		
事業実施体制		
(研究開発についての体制を図示するとともに、参加メンバーの役割を記載すること。)		
働き方改革等(加点項目)		
<ul style="list-style-type: none"> ・大分ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰の受賞 ・くるみん認定またはプラチナくるみん認定を受けている(申請中を含む) ・しごと子育てサポート企業の認定を受けている(申請中を含む) ・「中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画」の承認を受け、当公募の募集期間終了時点においてその計画の期間中である企業 ・価格転嫁の円滑化に関する「パートナーシップ構築宣言」企業 ・「事業継続力強化計画」の認定を受け、当公募の募集期間終了時点においてその計画の期間中である企業 	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無

3. 補助対象経費等

(単位：円)

経費区分	A 補助事業に 要する経費	B 補助対象経費	C 補助限度額	D 補助金 交付申請額	備考
(1)旅費				/	
(2)事務庁費					
(3)原材料費					
(4)機械装置・ 工具器具費					ドローン購入費用： 円
(5)外注加工費					
(6)技術指導受入費					
(7)直接人件費					
(8)委託費					
(9)その他の経費					
合 計					

- ※1 「補助事業に要する経費（A）」は、当該補助事業に要する経費を税込みで記載すること。
- ※2 「補助対象経費（B）」は、「補助事業に要する経費」から消費税や振込手数料などの補助対象外経費を除いた額を記載すること。
- ※3 「補助限度額（C）」は、※7～※9の上限を超えない区分については補助対象経費（B）を転記すること。※7～※9の上限を超える区分については調整後の金額を記載すること。
- ※4 機械装置・工具器具費については購入、改良等の別を備考欄に記入すること。なお、購入物件については購入先を備考欄に記載すること
- ※5 機械装置・工具器具を自家製造する場合は、鋼材、木型、鋳物等を原材料費に計上し、その内容を備考欄に記載すること
- ※6 委託する場合には、備考欄に委託先を記入すること
- ※7 機械装置・工具器具費のドローン購入費用にかかる補助限度額（C）は、補助対象経費合計（B）の1／3以内とする。
- ※8 直接人件費にかかる補助限度額（C）は、補助対象経費合計（B）の1／2以内とする。
- ※9 委託費にかかる補助限度額（C）は、補助対象経費合計（B）の1／2以内とする。
- ※10 「補助金交付申請額（D）」は、補助限度額合計（C）の2／3以内とする。また、千円未満の端数は切り捨てる。

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
補助対象経費		
補助対象外経費		
計		

第4号様式（第3条関係）

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業に係る
企業連携体協定書

（目的）

第1条 この協定は、令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業における企業連携プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を遂行するため、実施主体となる企業連携体が、双方、協同・連帯して効果的に取組むことを目的として締結するものとする。

（代表者及び構成員）

第2条 この協定書に基づく本連携体は以下の企業により構成するものとし、 を代表者とする。

(1) 代表者

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

(2) 構成員

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

（代表者の権限）

第3条 本連携体の代表者は、本プロジェクトの履行に関し、本連携体を代表して、大分県ドローン協議会及び官公庁等と折衝する権限、自己の名義をもって補助金の申請、請求、受領等に関する事務や経理、本連携体に属する財産を管理する権限等を有する。

（構成員の責任）

第4条 本連携体は、各構成員が実施する役割、内容を予め明確にした上で、本プロジェクトを遂行するものとし、遂行に関して連帯して責任を負うものとする。

（秘密情報）

第5条 本連携体は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって保持し、これを第三者に開示、漏洩せず、または本プロジェクトの目的以外に流用しないものとする

（取引金融機関）

第6条 本連携体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引を行うものとする。

（解散の時期）

第7条 本連携体は、本プロジェクトの不採択通知を受けた場合は、同日をもって解散するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第8条 当連携体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は、第4条第1項によりその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第9条 この協定書に定めのない事項については、各構成員の協議によって定める。

上記のとおり企業連携体協定を締結したので、その証拠として本協定書 通を作成し、各1通に構成員が記名押印し、各自1通を保有するものとする。なお、1通は大分県ドローン協議会へ提出するものとする。

令和 年 月 日

代表者
住 所
商号又は名称
代表者名 印

構成員
住 所
商号又は名称
代表者名 印

第5号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業認定通知書

殿

大分県ドローン協議会
会長

令和 年 月 日付けで認定申請のあった、令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業について
適当であると認定したので、大分県ドローン産業研究開発事業実施要領第3条第2項の規定により
通知します。